[ 様式 31 ]

617～

# 第一種奨学金　返還方式変更届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長　殿

私は返還方式を変更し，奨学金返還に係る割賦金及び返還回数が変更されることを理解したうえで，独立行政法人日本学生支援機構（以下，「機構」という。）の第一種奨学金返還方式変更届を下記のとおりお届けします。
また，「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更に当たっては，機構が私の所得情報を把握し，以下に記載する奨学生番号の返還に係る割賦の方法を月賦返還としたうえで割賦金を算出すること並びに従来の割賦金及び返還回数が変更されることに同意し，個人番号（マイナンバー）を提出します。
なお，返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）で確認し，誓約した内容に加えて，返還方式の変更に係る一切の債務に関しても，確認書及び返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

| 届出年月日 | 西暦 20　　年　　月　　日 |
|---|---|

※太枠線内及び必要事項は正確に，もれなく記入し，学校に提出してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大学（院） | | | | 生年月日 | 西暦　　年　　月　　日 |
| 短期大学 | 学部 | 学科（科） | 年次 | | （満　　歳） |
| 学校 | 課程 | 研究科 | | 学籍番号 | |

| 奨学生番号 | | | | | | | | | | | フリガナ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | | | 0 | | | | | | | | 氏　名（自署） | |

## ■保証制度

選択している保証制度は「機関保証」であることを確認してください。→　□ はい

（注）「所得連動返還方式」を選択するためには，機関保証制度選択者であることが必要です。
人的保証制度選択者が「定額返還方式」から「所得連動返還方式」へ変更するためには，保証制度を機関保証へ変更する手続きも行う必要があります。
その場合は本届とは別の様式での申請となりますので，在学校に確認してください。

私は，貴機構の第一種奨学金の返還方式について，

{ 定額返還方式 / 所得連動返還方式 } への変更を届け出ます。

いずれかを○で囲んでください。

（注１）「返還方式」は，貸与期間中の一定期間変更が可能です。提出期限は必ず在学校に確認してください。
貸与期間終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更のみ可能です。（本届とは別の様式での申請となります。）

（注２）「所得連動返還方式」においては奨学金返還の際の割賦方法は月賦返還のみとなるため，返還誓約書提出時に月賦・半年賦併用返還を選択している場合，「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更とともに，自動的に月賦返還へ変更されます。
また，「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更を行った場合も，月賦返還が適用されます。

（注３）奨学金申込（採用）時にマイナンバーを提出していない者が「所得連動返還方式」へ変更した場合，後日，マイナンバーの提出が必要になります。
提出が確認できない場合，「定額返還方式」が適用されます。

## ■親権者又は未成年後見人（本人が未成年者の場合のみ記入）

上記の者が，現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

| 住所（親権者又は未成年後見人）氏名（自署） | 〒　（TEL：　　） | 住所（親権者）氏名（自署） | 〒　（TEL：　　） |
|---|---|---|---|

本人が未成年者の場合には，親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も，本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは，民法に定める親権者のことで，通常は両親です。両親がいる場合は，必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し，余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は，未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は，余白にその旨を記入してください。

上記の届出を適当と認めます。

20　　年　　月　　日

学　校　名　　立命館アジア太平洋大学

●学校記入欄(必須)

| 返還誓約書機構提出（☑を記入） | □ | 提出済 |
|---|---|---|

| 電話番号（担当者名） | 学校番号 | 区分 |
|---|---|---|
| 0977-88-5961（　　） | 3 0 9 0 4 6 | 0 0 |

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，機構の奨学金支給業務，奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が，学校，金融機関，文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，機関保証加入者については，機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

| 異動・補導係 | 郵送必要 | 入力不可 |
|---|---|---|

(24. 4)